平成２３年（フ）第５２２号
愛媛県松山市南斎院町49番地３
債務者　入谷英理子
１　決定年月日時　平成24年１月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３０号
愛媛県松山市北条辻５番地６
債務者　川上　鈴美
１　決定年月日時　平成24年１月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２２０号
福岡市西区野方４丁目27番８号
債務者　野田　房子
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３７８号
福岡県大野城市月の浦３丁目14番16号
債務者　波間　誠一
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４２１号
福岡県糸島市波多江駅南１丁目16番10―310号
債務者　田中　豊實
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４８７号
福岡県大野城市下大利団地43番505号
債務者　西村　研造
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５００号
福岡県太宰府市都府楼南４丁目30番12―202号
債務者　斉藤　　明
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５８８号
福岡市城南区樋井川４丁目22番12号
債務者　木村　博年
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６９４号
福岡市博多区千代４丁目21番１号
債務者　末安美由起
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７２９号
福岡市博多区博多駅前４丁目18番８―1001号
債務者　荒津　智子
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７５０号
福岡市南区大橋団地２番1305号
債務者　元野　　昭
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７７２号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目60番地１
メゾンドＺＥＮ503号
債務者　吉元　巳佳
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８０８号
福岡市早良区有田４丁目25番３号
債務者　森田　正範
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８９２号
福岡市西区周船寺３丁目28番13号
債務者　志岐ゆかり
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０８号
福岡県大川市大字酒見1006番地
債務者　境　　憲一
１　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１号
福岡県八女市本村1041番地榎町団地56号
債務者　鴫山　貴幸
１　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第２２４号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙1655番地
コーポ三坂８号
債務者　鴨川　光寿
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２２８号
佐賀県伊万里市東山代町里177番地46
債務者　相原　和男
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部